

開催期日 令和8年4月14日

開催場所 中島村役場 2階会議室

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和8年4月14日 午後1時30分
閉 会 令和8年4月14日 午後2時22分
場 所 中島村役場 2階会議室

2. 会議に提出した議案

報告第1号 中島村貸出等希望農地情報提供制度実施要綱の制定
について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する
～第3号 処分について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
～第5号 意見の決定について
議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画
(案)に対する意見の決定について
議案第7号 中島農業振興地域整備計画の変更〔農振除外〕(案)
に対する意見の決定について

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者12名・欠席者0名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 野木重徳

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 松本美和

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和8年第4回の農業委員会総会を開催する旨を宣した。
会長（あいさつ）

4月に入りまして、忙しい時期になりましたので皆さん大変かと思ひますし、
田植えの準備もこれからやっていかななくてはならないかと思ひます。慎重審議
結構ありますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局長

農業委員及び推進委員全員の出席を報告し、中島村農業委員会会議規則第4
条により、会長が議長となり、議事録署名人の選出より議事進行を行う旨を宣
した。

議 長

議事録署名人の選出について、1番大木一男農業委員、2番芳賀敏行農業委
員を指名した。

議 長

報告第1号中島村貸出等希望農地情報提供制度実施要綱の制定について、事務局に説明を求めた。

事務局長

報告第1号中島村貸出等希望農地情報提供制度実施要綱の制定について、議案書に従い朗読説明した。

議 長

報告第1号中島村貸出等希望農地情報提供制度実施要綱の制定について、説明を終了する旨を宣した。

議 長

続いて、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第15号について、確認担当委員に報告を求めた。

1 番水野谷貴志推進委員

議案第1号受付番号第15号につきまして、4月7日に、設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました問題はなく、被設定人は認定農業者であるため、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1 番大木一男農業委員

議案第1号受付番号第15号につきまして、只今の水野谷推進委員からの報告内容については間違いございません。また、水野谷推進委員と同様に、現地についても4月7日に確認いたしました問題はなく、被設定人は認定農業者であるため、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

——— 異議なしの声多数 ———

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

——— 全員異議なしの声あり ———

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第2号受付番号第16号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番鈴木和宏推進委員

議案第2号受付番号第16号につきまして、4月9日に、設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました問題はなく、被設定人は農家であるため、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番小林均農業委員

議案第2号受付番号第16号につきまして、只今の鈴木推進委員からの報告内容については間違いございません。また、鈴木推進委員と同様に、現地についても4月9日に確認いたしました問題はなく、被設定人は農家であるため、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

——— 異議なしの声多数 ———

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

——— 全員異議なしの声あり ———

議 長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第3号受付番号第17号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番鈴木和宏推進委員

議案第3号受付番号第17号につきまして、4月9日に、設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが問題はなく、被設定人は農業従事者であるため、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番小林均農業委員

議案第3号受付番号第17号につきまして、只今の鈴木推進委員からの報告内容については間違いございません。また、鈴木推進委員と同様に、現地についても4月9日に確認いたしましたが問題はなく、被設定人は農業従事者であるため、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

3番天倉健推進委員

資料を見て気になったのですが、耕作者名が●●●●さんになっているのはなぜですか。

事務局

こちらに記載しているのは、今回の許可申請前の状況を記載しております。今回●●●●さんは初めて●●●●さんから農地を借り受け耕作しますが、今までは●●●●さんが自ら耕作しておりましたので、耕作者名が●●●●さんになっております。

3番天倉健推進委員

では、8ページの耕作者名が●●●●さんになっているのはなぜですか。

事務局

こちらは更新による申請になりますので、今回の許可申請前から●●●●さんが●●●●さんから農地を借り受け耕作しておりましたので、耕作者名が●●●●さんとなっております。

3番天倉健推進委員

理解しました。ありがとうございます。

議 長

その他、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第4号受付番号第2号について、確認担当委員に報告を求めた。

1 番水野谷貴志推進委員

議案第4号受付番号第2号につきまして、4月12日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんの申請代理人である●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われま。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1 番大木一男農業委員

議案第4号受付番号第2号につきまして、只今の水野谷推進委員からの報告内容については間違いございません。また、水野谷推進委員と同様に、現地についても4月12日に確認し、周辺の農地に影響は無いものと思われま。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第5号受付番号第3号について、確認担当委員に報告を求めた。

3番天倉健推進委員

議案第5号受付番号第3号につきまして、4月10日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんの申請代理人である行政書士・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、周辺の農地に影響は無いものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

3番長田信夫農業委員

議案第5号受付番号第3号につきまして、只今の天倉推進委員からの報告内容については間違いございません。また、天倉推進委員と同様に、現地についても4月10日に確認し、周辺の農地に影響は無いものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第6号について、審議の前に、中島村農業委員会規則第10条の規定により、2番加藤貴裕推進委員の除斥を求めた。

— 暫 時 休 議 —

議 長

議事を再開する旨を宣し、議案第6号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第6号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第6号令和8年度5月公告分について、2地区の確認担当委員に報告を求め、まず、1件目から11件目について確認担当委員に報告を求めた。

3番天倉健推進委員

議案第6号令和8年度5月公告分の1件目から11件目につきまして、4月7日に貸し手・●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、借り手・●●●●さんに電話にて確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、県農業振興公社を通じての貸し借りであり、また、借り手は認定農業者であるため、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2番芳賀敏行農業委員

議案第6号令和8年度5月公告分の1件目から11件目につきまして、只今の天倉推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、天倉推進委員と同様、現地についても4月7日に確認いたしましたが無問題で、県農業振興公社を通じての貸し借りであり、また、借り手は認定農業者であるため耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

続いて、12件目について確認担当委員に報告を求めた。

1 番水野谷貴志推進委員

議案第6号令和8年度5月公告分の12件目につきまして、4月11日に貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが問題はなく、県農業振興公社を通じたの貸し借りであり、また、借り手は認定農業法人であるため、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1 番大木一男農業委員

議案第6号令和8年度5月公告分の12件目につきまして、只今の水野谷推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、水野谷推進委員と同様、現地についても4月11日に確認いたしましたが問題はなく、県農業振興公社を通じたの貸し借りであり、また、借り手は認定農業法人であるため耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第6号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

2番加藤貴裕推進委員の除斥を解除する旨を宣した。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

議事を再開する旨を宣し、2番加藤貴裕推進委員に対し、議案第6号については原案のとおり可決決定された旨を告知した。

議 長

続いて、議案第7号について、審議の前に、中島村農業委員会規則第10条の規定により、4番小針一男農業委員の除斥を求めた。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

議事を再開する旨を宣し、議案第7号中島農業振興地域整備計画の変更〔農振除外〕(案)に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事 務 局

議案第7号中島農業振興地域整備計画の変更〔農振除外〕(案)に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

事務局より説明があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第7号中島農業振興地域整備計画の変更〔農振除外〕(案)に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

4番小針一男農業委員の除斥を解除する旨を宣した。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

議事を再開する旨を宣し、4番小針一男農業委員に対し、議案第7号については原案のとおり可決決定された旨を告知した。

議 長

以上をもって全議案審議終了の旨を宣した。

事 務 局

その他に入る旨を宣した。

一点目 次回の農業委員会総会は、5月15日(金)に役場2階会議室で行う。

二点目 緑の羽根募金について

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和8年4月14日 午後2時22分